

定 款

東京都千代田区有楽町一丁目9番4号
公益財団法人 出光美術館

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、公益財団法人 出光美術館と称する。

第2条 (事務所)

- 1 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、人間尊重の精神に基づき、美術工芸品及び文化関係資料の収集・保管・一般公開及び研究調査、伝統、文化及び芸術等の調査研究・公開及び振興・継承等の活動への支援及び助成、教育及び福祉に係る社会貢献活動への支援及び助成を行い、もって美術・情操教育の振興及び文化・福祉施策の振興を図り、文化・福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

- 1 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 一 美術工芸品及び文化関係資料の収集、保管及び一般公開
 - 二 美術工芸品及び文化関係資料に関する専門的・技術的な調査、研究
 - 三 美術工芸品及び文化関係資料に関する解説書・目録・図録その他各種資料の出版及び掲載
 - 四 美術工芸品及び文化関係資料に関する講演会・研究会等の開催
 - 五 伝統、文化、芸術等の調査、研究・公開及び振興・継承等の活動への支援、助成
 - 六 身体障害者更生援護、児童福祉等に係る公益事業への支援、助成
 - 七 教育事業への支援、助成
 - 八 文化研究団体への施設の貸与
 - 九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 財産及び会計

第5条 (基本財産)

- 1 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会が定

めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第19号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

第6条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条（事業計画及び収支予算）

- 1 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類並びに当該事業年度開始の日において行う事業の内容（公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、後日評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時評議員会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第七号までの書類については承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細
 - 三 貸借対照表
 - 四 活動計算書
 - 五 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
 - 六 貸借対照表及び活動計算書の注記
 - 七 財産目録
- 2 財産目録等については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間及びその写しを従たる事務所に3年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 定款については、主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第9条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項及び同法施行規則第65条から同規則第68条までの規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

第10条（評議員）

この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

第11条（評議員の選任及び解任）

- 1 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - 二 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）
- 3 評議員には、理事のいずれか1名と親族その他特殊の関係がある者又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 4 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
 - 5 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

第12条（評議員の任期）

- 1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第13条（報酬等）

- 1 評議員は各事業年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。また、1人当たりの退職慰労金の金額を在任期間の総和で除した金額が100万円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を退職慰労金として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

第14条（評議員会）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第15条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事（以下「役員」という）の選任又は解任並びに評議員の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表、活動計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- 五 定款の変更
- 六 事業の全部の譲渡
- 七 残余財産の帰属の決定
- 八 基本財産の処分もしくは除外又は基本財産への財産の繰入の承認
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第16条（開催）

- 1 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。
- 2 前項の評議員会は、特定の場所に現実に集合して開催するほか、WEB会議システム等（電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うことのできる会議システム等をいう。以下同じ）により開催することができる。

第17条（招集）

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第18条（議長）

- 1 評議員会の議長は、理事長とする。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が評議員会の議長となる。

第19条（決議）

- 1 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の出席には、WEB会議システム等によって参加した場合を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 評議員、理事及び監事の解任
 - 二 定款の変更
 - 三 基本財産の処分又は除外の承認
 - 四 その他法令で定められた事項

- 4 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第10条又は第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第20条（決議の省略）

理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第17条第1項の理事会において定めるものとし、第18条から前条までの規定は適用しない。

第21条（議事録）

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、従たる事務所にその写しを5年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

第22条（役員の設置）

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 6名以上10名以内
 - 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とし、3名以内を業務担当理事とする。
- 3 前項の理事長をもって代表理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事をいう。以下同じ）とし、常務理事及び業務担当理事をもって業務執行理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条で準用する同法第91条第1項に規定する理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ）とする。

第23条（役員の選任）

- 1 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、常務理事及び業務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に選任されるためには、以下の要件を満たす必要があるものとする。
 - 一 当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等内以内の親族で

- ある関係その他特別な利害関係)にある理事の合計数が、理事の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事が複数名いる場合についても同様とする
- 二 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事が複数名いる場合も同様とする
 - 三 各理事について、監事（監事が2名以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有するものであってはならない
 - 四 毎事業年度における収益の額、費用及び損失の額等に関する一定の基準に達する場合は、理事のうち1名以上が、この法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の業務執行理事または使用人であったことがない者その他これに準ずる者（設立者等）である必要があること
 - 五 監事（監事が2名以上ある場合にあっては、監事のうち1名以上）が、その就任の前10年間この法人又はその子法人の理事または使用人であったことがない者その他これに準ずる者である必要があること
- 5 理事には、理事のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
 - 7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第24条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事及び業務担当理事は、理事会の決議において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、常務理事及び業務担当理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第25条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第26条（役員の任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第27条（役員解任）

役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

第28条（報酬等）

- 1 役員に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を退職慰労金として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 第1項に規定する報酬等の支給基準については、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、評議員会の決議により定めるものとする。

第29条（損害賠償責任の免除）

- 1 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

第30条（理事会の設置）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条（権限）

- 1 理事会は、次の職務を行う。
 - 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長、常務理事及び業務担当理事の選定及び解職
- 2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。
 - 一 配当の受領
 - 二 無償新株式の受領
 - 三 株主割当増資への応募
 - 四 株主宛配布書類の受領

第32条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集するものとする。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第33条（議長等）

- 1 理事会の議長は、理事長とする。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。
- 3 理事会は、特定の場所に現実に集合して開催するほか、WEB会議システム等により開催することができる。

第34条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事的全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については適用しない。

第35条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

第36条（定款の変更）

- 1 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第38条の規定はこれを変更することができない。

第37条（解散）

この法人は、次の事由により解散する。

- 一 基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- 二 その他法令で定められた事由

第38条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第39条（剰余金の処分制限）

この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第40条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第41条（公告）

- 1 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第5項の公告に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第199条により準用する第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 情報開示等

第42条（情報公開等）

この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第11章 事務局その他

第43条（事務局）

- 1 この法人に事務局を置き、職員の任免は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事長が行う。
- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第44条（委任）

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議にもとづき理事長が定める。

1. この定款の変更は、平成26年6月12日より施行する。
2. この定款の変更は、平成28年7月4日より施行する。
3. この定款の変更は、平成28年9月3日より施行する。
4. この定款の変更は、令和2年5月15日より施行する。
5. この定款の変更は、令和4年6月30日より施行する。
6. この定款の変更は、令和8年3月26日より施行する。
7. この定款の変更は、令和8年6月25日より施行する。

別表 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条第3項関係）

当館コレクションを代表する日本を中心とした東洋の近世以前の書画および美術工芸品に加え、近代作家のうち本邦屈指のまとまったコレクションである小杉放菴・富岡鉄斎・板谷波山の作品および遺族より散逸しないことを条件に譲りうけ、世界有数のコレクションと称され本館で常設展時コーナーのあるジョルジュ・ルオー作品を不可欠特定財産とする。

財産種別	場所・物量等
美術品	書画 2,297件
	(内訳) 禅画（仙厓） 1,056件
	文人画 366件
	浮世絵・風俗画 163件
	琳派（書画） 84件
	古筆・墨蹟 141件
	近代絵画（小杉放菴） 139件
	近代洋画（ジョルジュ・ルオー） 83件
	桃山・近代諸派他 172件
	近代絵画（富岡鉄斎） 93件
	陶磁器 1,908件
	(内訳) 日本（唐津・萩等） 322件
	日本（有田・亀山等） 89件
	日本（瀬戸・美濃等） 95件
	日本（九谷・京焼等） 242件
	日本（板谷波山） 217件
	中国（青磁・白磁等） 200件
	中国（三彩等） 156件
	中国（宋磁等） 112件
	中国（染付）・朝鮮 475件
	工芸 556件
	(内訳) 日本（蒔絵・金工等） 187件
	日本（近・現代工芸） 67件
	中国（青銅器・玉器等） 302件